



公共建設工事における再生資源の活用促進について（通知）

技術基準の種類:環境建設副産物
通知日:平成11年8月31日

管 号 外
平成11年8月31日

部 内 各 課（室） 長
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫 路 鳥 取 線 用 地 事 務 所 長

} 様

土 木 部 長
(公 印 省 略)

公共建設工事における再生資源の活用促進について（通知）

このことについては、「公共建設工事における再生資源活用実施要領」（平成 9 年 9 月 10 日管第 510 号土木部長通知）を定め、建設副産物の再利用を図っているところです。
このたび、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材の再資源化施設等の増加に伴い、平成 11 年 8 月現在の再資源化施設等を別表のとおりとりまとめました。
については、実施要領の参考 3～7 を別紙に変更するとともに、当表を参考にして、建設副産物の再資源化施設等への搬出と再生資源のより一層の利用促進を図ってください。